

さつま町住宅リフォーム支援事業補助金交付要綱

さつま町住宅リフォーム支援事業補助金交付要綱（平成25年さつま町告示第110号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この告示は、町民の居住環境を整備することにより、安全で安心して住める快適な住まいづくりの促進と併せ、町内に所在する空き家の流動化を促進し、地域資源である空き家の有効活用による豊かな地域づくりに資することを目的として、地域経済の活性化及び雇用の創出を図るため、町内業者を活用して既存住宅のリフォーム工事を行う者に対して、予算の範囲内においてさつま町住宅リフォーム支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する。その交付については、さつま町補助金等交付規則（平成17年さつま町規則第37号）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人住宅 自己の居住の用に供する建築物をいう。ただし、一戸建ての住宅に限る。
- (2) 併用住宅 一つの建築物に個人住宅の部分及び店舗又は事務所等の部分があり、それらが一体として利用される建築物をいう。
- (3) 空き家 町内に所在し、居住者がいない住宅（居住の用に供する部分に限る。）をいう。
- (4) リフォーム工事 既存住宅の居住環境の維持及び質の向上又は空き家の有効活用のために経年劣化した機能を実用上支障のない状態まで回復させ、従前の機能水準以上に改善する別表1に掲げる工事等（以下「工事等」という。）をいう。
- (5) 町内業者 町内に本社又は営業所等の事業所を有する法人若しくは町内に住所を有し、かつ、現に居住している個人業者で「さつま町住宅リフォーム支援に係る施工業者登録申請（要領）」の規定に基づき登録された業者をいう。
- (6) 町税等 町税，保育料，水道使用料及び町営住宅使用料をいう。
- (7) 補助対象者 補助金交付対象となる者をいう。

（補助対象となる住宅）

第3条 補助金の交付対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、町内に存する個人住宅又は併用住宅（以下「個人住宅等」という。）とする。

(補助対象となる空き家)

第4条 補助金の交付対象となる空き家(以下「補助対象空き家」という。)は、売買契約又は賃貸契約が締結された物件とする。ただし、空き家に入居しようとする者(以下「入居予定者」という。)が町外から転入する空き家所有者の、二親等以内の者(以下「親族等」という。)であるときは、この限りでない。

(補助対象者)

第5条 補助対象住宅のリフォーム工事を行う補助対象者(以下「個人住宅等補助対象者」という。)は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) さつま町内に居住し、住民登録をしていること。
- (2) 工事等を行う住宅の所有者であること。
- (3) 工事等を行う住宅に自ら居住又は親族等が居住していること。

2 補助対象空き家のリフォーム工事を行う補助対象者(以下「空き家補助対象者」という。)は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 補助対象空き家の所有者であること。
- (2) 入居予定者が、入居後さつま町内に住民登録を行うこと。
- (3) 入居予定者が、空き家所有者の親族等である場合は、町外から転入する者であること。

(補助対象者にならない者)

第6条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象者から除外する。

- (1) 個人住宅等補助対象者又は空き家補助対象者が、町税等の滞納者又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この条において「暴力団員」という。)である場合
- (2) 入居予定者が暴力団員である場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が適当でないとした場合

(補助対象工事等)

第7条 補助金の交付対象となる工事等(以下「補助対象工事等」という。)は、町内業者が施工し、工事等に要する費用(消費税及び地方消費税を含む。)が20万円以上であるものとする。ただし、家財道具撤去及び処理については、5万円以上であるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する工事等には、補助金は交付しない。

- (1) 居住部分に関係しない工事等

(2) 国、県、町等が実施している住宅関連補助制度を利用する工事等

(3) 公共工事施行に伴う補償工事

3 補助対象工事等は、補助金の交付決定後に着手し、交付決定通知で定めた日までに完了しなければならない。

(補助金の額等)

第8条 補助対象住宅のリフォーム工事に係る補助金の額は、補助対象工事等に要する経費の5分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、一般世帯は20万円、子育て世帯は30万円を限度とする。ただし、子育て世帯は中学生以下の子供と同居している世帯とする。

2 補助対象空き家のリフォーム工事に係る補助金の額は、補助対象工事等に要する経費の3分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、100万円を限度とする。ただし、家財道具撤去及び処理だけを行う場合は、5万円を限度とする。

(補助回数)

第9条 補助金の交付回数は、同一の個人住宅等又は空き家について1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第10条 補助対象住宅又は補助対象空き家のリフォーム工事に係る補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、工事等の着手前に別表2に掲げる書類を、町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第11条 町長は、前条の規定による交付申請があったときは、速やかにその内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の額を決定し、補助金交付決定通知書（第7号様式）により、申請者に通知するものとする。

(工事等の変更等)

第12条 前条の規定による補助金の交付決定の通知を受けた申請者は、工事等の内容を変更し又は中止しようとするときは、事業計画変更承認申請書（第8号様式）に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

(1) 変更後の工事見積書（内訳明細の付いたもの）

(2) 変更工事箇所及び工事内容の分かる図面等

(3) 変更後の工事予定箇所の写真

(4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の額の変更交付決定通知)

第13条 町長は、前条の規定による変更承認申請があったときは、その内容を審査し、承認することが適当と認めた場合は、補助金変更交付決定通知書(第9号様式)により、申請者に通知するものとする。ただし、工事等の内容変更に伴い、補助対象工事等に要する経費が増額となっても補助金交付決定額は増額しないものとする。

(実績報告)

第14条 補助金の交付決定を受けた申請者は、工事等が完了した翌日から起算して20日が経過した日又は補助金の申請日の属する年度の3月10日のいずれか早い日までに補助事業実績報告書(第10号様式)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 施工業者の発行する住宅リフォーム工事完了証明書(第11号様式)
- (2) リフォーム工事完了後の建物全体及び施工箇所の写真
- (3) リフォーム工事に係る請負契約書の写し
- (4) リフォーム工事代金領収書の写し(内訳明細の付いたもの)
- (5) 増改築工事の場合においては、建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認済証の交付を受けたときは、同法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定により交付された検査済証の写し
- (6) 入居予定者においては、空き家転居後の住民票の写し
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第15条 町長は、前条の規定による報告があった場合は、速やかにその内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書(第12号様式)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の請求)

第16条 前条の通知を受けた申請者は、速やかに補助金請求書(第13号様式)を町長に提出しなければならない。

(調査等)

第17条 町長は、必要があると認めるときは、申請者に対し報告を求め、又は必要な調査をすることができる。

(補助金の交付決定の取消し又は返還)

第18条 町長は、申請者が補助金交付申請書その他の書類に虚偽の記載をし、補助金交

付の条件に違反し、又は不正の行為をしたと認めるときは、当該補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

(その他)

第19条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(有効期限)

2 この告示は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。

別表1（第2条関係）

	工事等	内 容
1	屋根等の改修	①瓦等の葺替え・下地修繕，補修・仮設足場 ②瓦等の塗替え ③防水改修（塗膜防水等）
2	外壁等の改修	①外壁材の張替え・モルタル塗替え・下地修繕，補修 ②塗装塗替え・仮設足場 ③玄関廻りの段差解消・手すり等の設置
3	内部床等の改修	①床の張替え・畳・シート張替え・下地板，根太等修繕，補修 ②屋内の段差解消・床の嵩上げ等の改修，修繕 ③フローリング化・畳（床板）から床板（畳）などへ張替え ④床の断熱改修
4	内部天井・壁等の改修	①天井材の張替え，下地補修・天井塗装の塗替え ②壁材の張替え，下地補修・塗壁，壁紙，合板張替等の模様替え ③内外建具，ガラスの取替え及び設置 ④天井，壁の断熱改修
5	廊下・階段等の改修	①廊下・階段の幅拡幅等改修 ②手すり等の改修・設置 ③階段昇降機の設置・改修
6	居室等の増改築，間取りの変更等の改修	①居室等の改修に伴う増築，改築 ②台所の改修，模様替え ③便所・浴室・洗面所等の改修，模様替え ④便器，風呂釜，浴槽，洗面台，システムキッチンの取替え
7	家財道具等撤去及び処理	①空き家を利用するための不要物の撤去及び処理
8	電気・給排水の設備	①上記1～7までの工事に関連する電気・給排水工事 ②火災防止のための老朽化した電気配線及びコンセント取替工事

別表 2 (第 10 条関係)

補助対象者	提出書類
個人住宅等のリフォーム工事	<ul style="list-style-type: none"> ①補助金交付申請書（個人住宅等）（第 1 号様式） ②申請者の住民票 ③補助対象住宅の所有者を明らかにする書類（住宅の登記事項証明書，固定資産評価証明書，売買契約書の写し等） ④補助対象住宅の居住者が，所有者の二親等以内の親族であることが証明できる書類（居住者と所有者が異なる場合に限る） ⑤申請者の町税等の滞納がない証明書 別紙 1 ⑥住宅リフォーム支援事業計画書（個人住宅等）（第 3 号様式） ⑦工事見積書（内訳明細の付いたもの） ⑧工事個所及び工事個所の図面等 ⑨住宅全体及び工事予定箇所の写真 ⑩確約（誓約）書（第 6 号様式） ⑪前各号に掲げるもののほか，町長が必要と認める書類
	<p>②から④に掲げる書類にあつては，確認に関する同意書（第 5 号様式）の提出があつたときは，町の確認によって変えることができる。</p>

<p style="text-align: center;">空き家のリフォーム 工事</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①補助金交付申請書（空き家）（第2号様式） ②申請者の住民票 ③補助対象空き家の所有者を明らかにする書類（空き家の登記事項証明書，固定資産評価証明書，売買契約書の写し等） ④申請者の町税等の滞納がない証明書 別紙1 ⑤住宅リフォーム支援事業計画書（空き家）（第4号様式） ⑥工事見積書（内訳明細の付いたもの） ⑦工事個所及び工事内容の分かる図面等 ⑧空き家全体及び工事予定箇所の写真 ⑨入居予定者を明らかにする書類（使用賃貸契約書，賃貸契約締結に関する同意書若しくは売買契約書の写し又は親族等を証明する書類） ⑩確約（誓約）書（第6号様式） ⑪前各号に掲げるもののほか，町長が必要と認める書類
	<p>②から③に掲げる書類にあつては，確認に関する同意書（第5号様式）の提出があつたときは，町の確認によって変えることができる。</p>

年 月 日

さつま町長 様

申請者 住 所

氏名 印

電話番号

補助金交付申請書（個人住宅等）

さつま町住宅リフォーム支援事業補助金の交付を受けたいので、さつま町住宅リフォーム支援事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき、関係書類を添えて次のとおり申請します。

補助事業の名称	さつま町住宅リフォーム支援事業
補助事業の目的及び内容	居住環境を整備することにより、安全で安心して住める快適な住まいづくりの促進と併せ、町内に所在する空き家の流動化を促進し、地域資源である空き家の有効活用による豊かな地域づくりに資することを目的とし、町内の施工業者を活用してリフォーム工事を行うことにより、地域経済の活性化及び雇用の創出を図る。
交付申請額	円
添付書類 (添付した書類の □欄にチェックを 入れてください)	<input type="checkbox"/> (1) 申請者の住民票 <input type="checkbox"/> (2) 補助対象住宅の所有者を明らかにする書類（住宅の登記事項証明書、固定資産評価証明書、売買契約書の写し等） <input type="checkbox"/> (3) 居住者が所有者の二親等以内の親族であることを証明できる書類（居住者と所有者が異なるときに必要） <input type="checkbox"/> (4) 申請者の町税等の滞納がない証明書 <input type="checkbox"/> (5) さつま町住宅リフォーム支援事業計画書（第3号様式） <input type="checkbox"/> (6) 工事見積書（内訳明細の付いたもの） <input type="checkbox"/> (7) 工事箇所及び工事内容の分かる図面等 <input type="checkbox"/> (8) 住宅全体及び工事予定箇所の写真 <input type="checkbox"/> (9) 確約（誓約）書（第6号様式） <input type="checkbox"/> (10) その他町長が必要と認める書類
上記(1)から(3)について町が調査することに同意しますか。	<input type="checkbox"/> 同意する ※ 確認に関する同意書（第5号様式）を添付書類と一緒に提出してください。 <input type="checkbox"/> 同意しない ※ 申請者が(1)から(3)を揃えて提出してください。

年 月 日

さつま町長 様

申請者 住 所

氏名 印

電話番号

補助金交付申請書（空き家）

さつま町住宅リフォーム支援事業補助金の交付を受けたいので、さつま町住宅リフォーム支援事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき、関係書類を添えて次のとおり申請します。

補助事業の名称	さつま町住宅リフォーム支援事業
補助事業の目的及び内容	居住環境を整備することにより、安全で安心して住める快適な住まいづくりの促進と併せ、町内に所在する空き家の流動化を促進し、地域資源である空き家の有効活用による豊かな地域づくりに資することを目的とし、町内の施工業者を活用してリフォーム工事を行うことにより、地域経済の活性化及び雇用の創出を図る。
交付申請額	円
添付書類 (添付した書類の □欄にチェックを 入れてください)	<input type="checkbox"/> (1) 申請者の住民票 <input type="checkbox"/> (2) 補助対象空き家の所有者を明らかにする書類（補助対象空き家の登記事項証明書、固定資産評価証明書、売買契約書の写し等） <input type="checkbox"/> (3) 申請者の町税等の滞納がない証明書 <input type="checkbox"/> (4) さつま町住宅リフォーム支援事業計画書（第4号様式） <input type="checkbox"/> (5) 工事見積書（内訳明細の付いたもの） <input type="checkbox"/> (6) 工事箇所及び工事内容の分かる図面等 <input type="checkbox"/> (7) 空き家全体及び工事予定箇所の写真 <input type="checkbox"/> (8) 入居予定者を明らかにする書類（使用賃貸契約書、賃貸契約締結に関する同意書若しくは売買契約書の写し又は親族を証明する書類） <input type="checkbox"/> (9) 確約（誓約）書（第6号様式） <input type="checkbox"/> (10) その他町長が必要と認める書類
上記(1)から(2)について町が調査することに同意しますか。	<input type="checkbox"/> 同意する ※ 確認に関する同意書（第5号様式）を添付書類と一緒に提出してください。 <input type="checkbox"/> 同意しない ※ 申請者が(1)から(2)を揃えて提出してください。

第3号様式（10条関係）

さつま町住宅リフォーム支援事業計画書（個人住宅等）

年 月 日

申請者の住所 氏名	さつま町 電話番号
フリガナ 住宅の所有者	
住宅の所在地	さつま町
フリガナ 住宅の居住者名	<input type="checkbox"/> 父母 <input type="checkbox"/> 子供 <input type="checkbox"/> 兄弟姉妹 <input type="checkbox"/> 祖父母 <input type="checkbox"/> 孫 ※居住者と所有者が異なる場合（所有者の二親等以内の親族名）
施工業者	事務所等の所在地又は個人事業者の住所 さつま町 施工業者名（代表者） 電話番号
リフォーム工事 の 内 容	・ ・ ・ ・ ・
リフォーム工事 の 工 期	年 月 日 から 年 月 日 まで
総 工 事 費	一金 円 （消費税相当額を含む見積り金額）
その他の住宅関 連助成制度との 有無	<input type="checkbox"/> 有 補助事業の名称 _____ <input type="checkbox"/> 無

上記の記載事項は、事実と相違ありません。

申請者 住 所

氏 名

印

注）申請者が補助金等交付申請書その他の書類に虚偽の記載をし、補助金交付条件に違反し、又は不正の行為をしたと認めるときは、さつま町住宅リフォーム支援事業補助金交付要綱第18条により当該補助金の交付の決定を取消し、補助金の返還を命ずることがあります。

第4号様式（10条関係）

さつま町住宅リフォーム支援事業計画書（空き家）

年 月 日

申請者の住所 氏名	さつま町 電話番号
空き家のフリガナ所有者	
空き家の所在地	さつま町
フリガナ入居予定者	
施工業者	事務所等の所在地又は個人事業者の住所 さつま町 施工業者名（代表者） 電話番号
リフォーム工事の内容	・ ・ ・ ・ ・
リフォーム工事の工期	年 月 日 から 年 月 日 まで
総工事費	一金 円（消費税相当額を含む見積り金額）
その他の住宅関連助成制度との有無	<input type="checkbox"/> 有 補助事業の名称 _____ <input type="checkbox"/> 無

上記の記載事項は、事実と相違ありません。

申請者 住 所

氏 名

印

注）申請者が補助金等交付申請書その他の書類に虚偽の記載をし、補助金交付条件に違反し、又は不正の行為をしたと認めるときは、さつま町住宅リフォーム支援事業補助金交付要綱第18条により当該補助金の交付の決定を取消し、補助金の返還を命ずることがあります。

確認に関する同意書

年 月 日

さつま町長 様

住 所

氏 名

印

私は、さつま町住宅リフォーム支援事業補助金交付要綱第10条により、補助金交付申請の添付書類に代えて、貴職が下記事項について確認を行うことに同意します。

- （1）申請者の住民票
- （2）補助対象住宅又は補助対象空き家の所有者の確認
- （3）補助対象住宅の居住者が、所有者の二親等以内の親族であることの確認
（居住者と所有者が異なる場合に限る）
- （4）補助対象空き家の入居予定者が、空き家所有者の親族等であることの確認
（入居予定者が空き家所有者の親族等である場合に限る）
- （5）町税等の納付状況

第6号様式（第10条関係）

確 約 （ 誓 約 ） 書

年 月 日

さつま町長 様

住 所

氏 名

印

私は、この度さつま町住宅リフォーム支援事業を申し込むにあたり「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員ではないことを申し立てます。

また、今後も暴力団対策法に抵触する暴力団等へは加入いたしません。

更に、家族若しくは家族になろうとする者が、現に暴力団員である者またはその疑いのある者ではありません。

親族等に、暴力団員等の疑いがもたれた場合、所轄の警察署へ情報を照会されても異議は申しません。

申請後において、暴力団員であることが判明した場合には、申請の取消し又は補助金の返納請求と損害賠償請求に応じます。

指令さ 第 号
年 月 日

様

さつま町長 印

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあったさつま町住宅リフォーム支援事業補助金については、さつま町住宅リフォーム支援事業補助金交付要綱第11条の規定により次のとおり交付することに決定したので通知します。

補助事業等の名称	さつま町住宅リフォーム支援事業
補助金交付決定額	_____円
交付の条件	<ul style="list-style-type: none">・工事は 年 月 日までに完了のこと。・さつま町住宅リフォーム支援事業計画に変更がある場合は、速やかに事業計画変更承認申請書を提出すること。・実績報告書の提出は、工事等が完了した翌日から起算して20日が経過した日又は補助金の申請日の属する年度の3月10日のいずれか早い日までに提出すること。

年 月 日

さつま町長 様

申請者 住 所
氏 名 ⑩
電話番号

事業計画変更承認申請書

年 月 日付け 指令さ 第 号で補助金の交付決定通知のあったさつま町住宅リフォーム支援事業に係る事業計画を、次のとおり変更したいので、承認くださるようさつま町住宅リフォーム支援事業補助金交付要綱第12条の規定に基づき申請します。

指 令 年 月 日	年 月 日	指令番号	指令さ 第 号
補 助 事 業 の 名 称	さつま町住宅リフォーム支援事業		
事 業 額 変 更 の 内 容	変更前	_____円	
	増 減	_____円	
	変更後	_____円	
変 更 理 由			
変 更 に な っ た 工 事 の 内 容			
変 更 工 期	変更	年 月 日から	年 月 日まで
	当初	年 月 日から	年 月 日まで
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 変更後の工事見積書（内訳明細が付いたもの） <input type="checkbox"/> 変更工事箇所及び内容の分かる図面等 <input type="checkbox"/> 変更後の工事予定箇所の写真 <input type="checkbox"/> その他町長が必要と認める書類		

指令さ 第 号
年 月 日

様

さつま町長 印

補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで変更申請のあったさつま町住宅リフォーム支援事業の計画変更については、さつま町住宅リフォーム支援事業補助金交付要綱第13条の規定により承認し、次のとおり交付することに決定したので通知します。

補助事業等の名称	さつま町住宅リフォーム支援事業
補助金交付決定額	_____円
交付の条件	

年 月 日

さつま町長 様

申請者 住 所
氏 名 ⑩
電話番号

補助事業実績報告書

さつま町住宅リフォーム支援事業を実施したので、さつま町住宅リフォーム支援事業補助金交付要綱第14条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて報告します。

指 令 年 月 日	年 月 日	指令番号	指令さ 第 号
補 助 事 業 の 名 称	さつま町住宅リフォーム支援事業		
補助事業の着手年月日	年 月 日		
補助事業の完了年月日	年 月 日		
補 助 金 交 付 決 定 額	_____円		
関 係 添 付 書 類 <u>（添付した書類の□欄に チェックを入れてください）</u>	<input type="checkbox"/> 施工業者の発行するさつま町住宅リフォーム工事完了証明書（第11号様式） <input type="checkbox"/> リフォーム工事完了後の建物全体及び施工箇所の写真 <input type="checkbox"/> 工事請負契約書の写し <input type="checkbox"/> 工事代金領収書の写し（内訳明細の付いたもの） <input type="checkbox"/> 建築基準法による検査済証の写し（増改築工事等で必要な場合に提出） <input type="checkbox"/> 入居予定者に係る空き家転居後の住民票の写し		

年 月 日

住宅リフォーム工事完了証明書

さつま町長 様

施工業者 所在地 さつま町
会社名
代表者
電話番号

印

下記の住宅のリフォーム工事が完了したことを証明します。

記

- 1 住宅所在地
- 2 申請者名
- 3 工事請負金額
- 4 工事期間

年 月 日

様

さつま町長

印

補助金交付確定通知書

さつま町住宅リフォーム支援事業補助金交付要綱第15条の規定に基づき、
次のとおり補助金の額を確定したので通知します。

指 令 年 月 日	年 月 日	指令番号	指令さ 第 号
補助事業等の名称	さつま町住宅リフォーム支援事業		
補助金の交付決定額	_____円		
補助金の交付確定額	_____円		

第13号様式（第16条関係）

年 月 日

さつま町長 様

申請者 住 所 さつま町

氏 名 ⑩

電話番号

補助金請求書

さつま町住宅リフォーム支援事業補助金交付要綱第16条の規定に基づき、次のとおり請求します。

指 令 年 月 日	年 月 日	指令番号	指令さ 第 号
補助事業の名称	さつま町住宅リフォーム支援事業		
交 付 確 定 額	_____ 円		
補助金の請求金額	_____ 円		

※ 必ず、振込先の通帳の写しを添付してください。

振 込 先	金 融 機 関 名	銀行 支店 金庫 代理店 農業協同組合 本所 支所
	口 座 の 種 類	普通 ・ 当座 ・ 貯蓄
	口 座 番 号	
	フリガナ 口座名義人	(カタカナ) ----- (漢 字)

同 意 書

私は、 さつま町住宅リフォーム支援事業 補助金の交付決定の審査要件として、町税等の状況を確認されることについて同意します。

年 月 日

さつま町長 様

住 所

氏 名

印

.....以下 確 認 欄.....

町税等状況	町税	確認日 確認者	平成 年 月 日 課 印
	水道使用料	確認日 確認者	平成 年 月 日 課 印
	町営住宅使用料	確認日 確認者	平成 年 月 日 課 印
	保育料	確認日 確認者	平成 年 月 日 課 印